

○阪神水道企業団退職手当審査会規則

制 定 平成22年3月19日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）第16条の規定に基づき、阪神水道企業団退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、企業長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 人事行政に関し識見を有する者
- (3) その他企業長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会に関する事務を処理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、企業長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議、議事録及び議事要旨並びに会議資料は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開することができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審

査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。